

上山市消費生活センターだより

令和6年2月発行

この契約、クーリング・オフできる？できない？

一定期間頭を冷やして考え、契約をやめられる制度がクーリング・オフ制度です。クーリング・オフは無条件で一方向的に契約を解除する事が可能ですが、適用条件や期間が細かく定められています。

主にクーリング・オフできる契約

訪問販売  消費者庁イラスト集より 法定書面の受領日から 8日間	訪問購入  消費者庁イラスト集より 法定書面の受領日から 8日間	電話勧誘販売  消費者庁イラスト集より 法定書面の受領日から 8日間
特定継続的役務提供 エステ・美容医療・学習塾・ 家庭教師・パソコン教室・ 結婚相手紹介サービス・ 語学教室  消費者庁イラスト集より 法定書面の受領日から 8日間	業務提供誘引販売 いわゆる内職商法や モニター商法  消費者庁イラスト集より 法定書面の受領日から 20日間	連鎖販売取引 いわゆるマルチ商法  消費者庁イラスト集より 法定書面の受領日から 20日間

クーリング・オフが可能な期間は販売方法により異なり、「申込書」や「契約書」などの法定書面を受け取った日がクーリング・オフの起算日となります。

(法定書面を受け取っていない場合、クーリング・オフ期間は進行しません)

また、上記の取引形態でもクーリング・オフが適用されない契約(営業のための契約、3000円未満の現金取引、自動車契約、葬儀契約など)もあるため、契約する際は細かく内容を確認しましょう。

クーリング・オフが可能な契約であるにも関わらず、事業者がクーリング・オフに応じない場合などは、お早めに消費生活センターへご相談ください。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名

契約金額 円

契約先事業者名

支払済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

契約者の住所

契約者名

クーリング・オフ通知の方法

クーリング・オフは期間内に通知書を送付することで成立します。

ハガキで通知書を作成し、事業者に送付しましょう。

＊令和４年６月より電子メールなどでもクーリング・オフを申し出る事が可能となりましたが、より確実なハガキでのクーリング・オフをおすすめします。

左記のように契約内容等を記入します。宛名は契約先事業者の代表宛(例 株式会社〇〇 代表者殿)とし、ハガキ両面のコピーをとった上で、簡易書留または特定記録郵便で送付しましょう。

＊クレジット契約をしている場合には、同様の通知をクレジット会社にも送付します。

☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



- ＊原則としてご本人からご相談ください。
(トラブルに遭った方ご本人が、認知症や病気等で相談することが難しい場合は、介護や見守りをしている方からの相談も受け付けます)
- ＊ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)をご用意頂くと、問題点の把握や助言をする際に参考になります。
- ＊消費生活センターでは、事業者契約・個人間売買などの契約トラブルの相談は受け付けることは出来ません。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎ 023-672-1111 内線 115